

令和8年第1回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和8年1月19日（月） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場4階 議会第3・第4会議室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第1号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について

第3 第2号議案 島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について

第 1 号議案

島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 1 月 19 日提出

島本町教育委員会

教育長 横山 寛

島本町子ども・子育て会議委員名簿（案）

(任期：令和7年9月24日～令和9年3月31日)

	氏名	区分	役職等
1	吉島 紀江	学識経験を有する者	京都華頂大学 現代生活学部こども生活学科 教授
2	岩渕 善美	学識経験を有する者	平安女学院大学 国際観光学部国際観光学科 教授
3	池尻 豊美	学識経験を有する者	島本町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)
4	樽井 茉味	子どもの保護者	公募
5	佐伯 杏沙	子どもの保護者	公募
6	五十嵐 大二	事業主を代表する者	医療法人清仁会 水無瀬病院 作業療法科長
7	平山 加奈子	労働者を代表する者	連合島本地区連絡会 (島本町教職員組合 執行委員長)
8	中西 稔一	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	社会福祉法人博乃会 高浜学園 園長
9	中尾 和代	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	株式会社パワフルケア R I C ホーップ水無瀬保育園 園長
10	中本 眞智子	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	島本町社会福祉協議会 副会長

備考 池尻氏の任期は、前任委員の残任期間（委嘱の日から令和9年3月31日まで）

島本町子ども・子育て会議の概要

○委員の構成

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 学識経験を有する者 | 3人以内 |
| (2) 子どもの保護者 | 2人以内 |
| (3) 事業主を代表する者 | 1人 |
| (4) 労働者を代表する者 | 1人 |
| (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | 3人以内 |

○委員の任期

2年以内（補欠委員の任期は、前任者の残任期間。再任あり）

○担任事務

次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
⇒ 町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること など
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）**第33条の15及び第34条の15第4項**の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 児童に対する施設職員による虐待等の事案が発生した場合に、事実確認の措置や児童の安全確保措置を行った際の報告に対して意見を述べること
⇒ 町長が家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業を認可しようとして意見を述べること
- (3) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により町が処理することとされた事務に付随して、児童福祉法第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が保育所の設置を認可しようとすることに対して意見を述べること など
- (4) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第24号）第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること
- (5) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年島本町条例第23号）第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること
- (6) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第25号）第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項
⇒ 町長が放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること

第 2 号議案

島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改
正について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規
則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めま
す。

令和 8 年 1 月 19 日提出

島本町教育委員会

教育長 横山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する
規則

島本町保育の必要性の認定に関する規則（平成27年島本町教
育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島本町子ども・子育て支援法施行細則

第1条中「に定めるもののほか、保育の必要性の認定」を「の
施行」に改める。

第5条中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条に次の1
項を加える。

2 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証は、
様式第2号によるものとする。

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加え
る。

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

様

三島郡島本町長

こども誰でも通園制度における対象こども認定証

認定申請について、下記の通り決定しましたので、通知します。

記

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年　月　日
保護者居住地	
保護者氏名	
保護者生年月日	年　月　日
認定期間	年　月　日～年　月　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年　月　日

障害児加算	
医療的ケア児童加算等	
要支援家庭児加算	
利用料減免	
利用料減免適用開始日	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求することができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市区町村を被告として（訴訟において市区町村を代表する者は市区町村長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(島本町保育の実施に関する規則の一部改正)

2 島本町保育の実施に関する規則（平成 27 年島本町教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「島本町保育の必要性の認定に関する規則」を「島本町子ども・子育て支援法施行細則」に改める。

第 2 号議案資料

島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則

1 提案理由

乳児等通園支援事業の実施に伴い所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 題名を「島本町子ども・子育て支援法施行細則」に改めるもの。
- (2) 保育の必要性の認定に関する事項のみならず、子ども・子育て支援法施行規則で定める事項の運用に関し包括的な規定となるよう趣旨を改めるもの。
(第 1 条関係)
- (3) 乳児等通園支援事業に係る認定証を新たに追加するもの。 (第 5 条関係)
- (4) 本規則を引用する他規則の引用規定について所要の改正を行うもの。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則新旧
対照表

改 正 案	現 行
<p><u>島本町子ども・子育て支援法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）<u>の施行</u>に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給認定証)</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する支給認定証は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p><u>2 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証は、様式第2号によるものとする。</u></p>	<p><u>島本町保育の必要性の認定に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）<u>に定めるもののほか、保育の必要性の認定</u>に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給認定証)</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する支給認定証は、<u>別記様式</u><u>_____</u>によるものとする。</p>

改 正 案	現 行																																
<p>_____様式第1号</p> <div style="text-align: center;"> <p>_____ 様式第1号 (第5条関係) 年 第 月 号 日 標 標 島本町長</p> <p>支給認定証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">支給認定証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童の氏名 及び生年月日</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>保護者の氏名 及び生年月日</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td>島本町</td> </tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育必要量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育を必要とする事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> </table> <p>この決定に不服があるときは、この認定証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島本町長に審査請求することができます。 この認定証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として（訴訟において島本町を代表する者は、島本町長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL</p> </div>	支給認定証番号		児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生	保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生	居住地	島本町	教育・保育給付認定区分		保育必要量		保育を必要とする事由		有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	<p>_____ 別記様式</p> <div style="text-align: center;"> <p>_____ 別記様式 (第5条関係) 年 第 月 号 日 標 標 島本町長</p> <p>支給認定証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">支給認定証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童の氏名 及び生年月日</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>保護者の氏名 及び生年月日</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td>島本町</td> </tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育必要量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育を必要とする事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> </table> <p>この決定に不服があるときは、この認定証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島本町長に審査請求することができます。 この認定証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として（訴訟において島本町を代表する者は、島本町長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL</p> </div>	支給認定証番号		児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生	保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生	居住地	島本町	教育・保育給付認定区分		保育必要量		保育を必要とする事由		有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
支給認定証番号																																	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生																																
保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生																																
居住地	島本町																																
教育・保育給付認定区分																																	
保育必要量																																	
保育を必要とする事由																																	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで																																
支給認定証番号																																	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生																																
保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生																																
居住地	島本町																																
教育・保育給付認定区分																																	
保育必要量																																	
保育を必要とする事由																																	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで																																

改 正 案	現 行																										
<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>様式第2号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">三島郡島本町長</p> <p>こども誰でも通園制度における対象こども認定証</p> <p>認定申請について、下記の通り決定しましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定番号</td><td></td></tr> <tr><td>児童氏名</td><td></td></tr> <tr><td>児童生年月日・性別</td><td>年　月　日</td></tr> <tr><td>保護者居住地</td><td></td></tr> <tr><td>保護者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>保護者生年月日</td><td>年　月　日</td></tr> <tr> <td>認定期間</td><td>年　月　日～年　月　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。</td></tr> <tr><td>交付年月日</td><td>年　月　日</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害児加算</td><td></td></tr> <tr><td>医療的ケア児童加算等</td><td></td></tr> <tr><td>要支援家庭児加算</td><td></td></tr> <tr><td>利用料減免</td><td></td></tr> <tr><td>利用料減免適用開始日</td><td></td></tr> </table> <p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求することができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市区町村を被告として（訴訟において市区町村を代表する者は市区町村長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p> </div>	認定番号		児童氏名		児童生年月日・性別	年　月　日	保護者居住地		保護者氏名		保護者生年月日	年　月　日	認定期間	年　月　日～年　月　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。	交付年月日	年　月　日	障害児加算		医療的ケア児童加算等		要支援家庭児加算		利用料減免		利用料減免適用開始日		
認定番号																											
児童氏名																											
児童生年月日・性別	年　月　日																										
保護者居住地																											
保護者氏名																											
保護者生年月日	年　月　日																										
認定期間	年　月　日～年　月　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。																										
交付年月日	年　月　日																										
障害児加算																											
医療的ケア児童加算等																											
要支援家庭児加算																											
利用料減免																											
利用料減免適用開始日																											

島本町保育の実施に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保育の実施の解除)</p> <p>第5条 教育長は、<u>島本町子ども・子育て支援法施行細則</u>（平成27年島本町教育委員会規則第2号）第4条に規定する有効期間（以下「有効期間」という。）が満了したとき又は保護者から申出があったときは、保育の実施を解除する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(保育の実施の解除)</p> <p>第5条 教育長は、<u>島本町保育の必要性の認定に関する規則</u>（平成27年島本町教育委員会規則第2号）第4条に規定する有効期間（以下「有効期間」という。）が満了したとき又は保護者から申出があったときは、保育の実施を解除する。</p> <p>2・3 略</p>